資治通鑑 第 081 巻

令和 4 年 1 月 22 日

【晉紀三】　起上章困敦，盡著雍涒灘，凡九年。

■晉、続国訳漢文大成．経子史部 第 5 巻 138p

世祖武皇帝中太康元年〈庚子，２８０年〉

呉春，正月，呉は大赦す。

■［杜預は江陵を陥落させる］**杜預**は江陵に向い，**王渾**は横江を出て，呉の鎮、戍を攻め，向かう所皆な克つ。二月，戊午（54-54+1=1 日），**王濬**、**唐彬**は丹楊（丹楊城は湖北省荊南道秭帰県、現・宜昌市秭帰県）の監の**盛紀**を撃破す。呉人は江磧（水渚で沙石あるを磧）の要害之處に於いて，並びに鐵鎖を以て横に之を截つ。又た鐵錐の，長さ丈餘を作り，暗に江中に置き，以て逆えて舟艦を拒ぐ。**濬**は大筏數十，方は百餘歩を作り，草を縛して人と為し，甲を被らせ持仗を持たせ，水に善き者をして筏を以て先行せ令む，鐵錐に遇えば，錐は輒ち筏に著き而して去る。又た大炬の，長さ十餘丈，大數十圍を作り，灌ぐに麻油を以てし，船の前に在らしめ，鎖に遇えば，炬を然やして之を燒き，須臾にして，融液（溶解）斷絶す，是に於いて船は礙える所無し。庚申（56-54+1=3 日），**濬**は西陵（湖北省荊南道宜昌県、現・宜昌市西陵区）に克ち，**(5-139p)**呉の都督の**留憲**等を殺す。壬戌（58-54+1=5 日），荊門（西陵の東、夷道の西）、夷道の二城に克ち，夷道の監の**陸晏**を殺す。**杜預**は牙門の**周旨**等を遣わして奇兵八百を帥いて舟を泛べ夜江を渡り，樂鄉（湖北省荊南道松滋県、現・荊州市松滋市）を襲い，多く旗幟を張り，火を巴山（湖北省荊南道松滋県、現・荊州市松滋市）に起さしむ。呉の都督の**孫歆**は懼れ，江陵の督の**伍延**と書して曰く、

「北來の諸軍は，乃ち飛んで江を渡る也。」

旨等は兵を樂鄉の城外に伏せ，**歆**は軍を遣わして出でて**王濬**を拒ましめ，大いに敗れ而して還る。**旨**等は伏兵を發して**歆**の軍に隨い而して入り，**歆**は覺らず，直ちに帳下に至り，**歆**を虜にし而して還る。乙丑（1+60-54+1=8 日），**王濬**は撃ちて呉の水軍の都督の**陸景**を殺す。**杜預**は進みて江陵を攻め，甲戌（10+60-54+1=17 日），之に克ち，**伍延**を斬る。是に於いて沅（水）、湘（水）以南，交、廣に接するまで，州郡は皆な風を望みて印綬を送る。**預**は節に杖り詔と稱して而して之を緩撫す。凡そ斬獲する所の呉の都督、監軍は十四，牙門、郡守は百二十餘人なり。**胡奮**は江安（呉の南郡の治所、杜預は既に江南を定め改めて江安県という、湖北省荊南道公安県、現・荊州市公安県）に克つ。

■［建業侵攻命令］乙亥（11+60-54+1=18 日），詔す、

「**王濬**、**唐彬**は既に巴丘を定め，**胡奮**、**王戎**と共に夏口（湖北省江漢道夏口県、現・武漢市新溝）、武昌（湖北省江漢道武昌県、現・武漢市江夏区）を平らげ，流れに順いて長驅（向遠方急馳、長駆）し，直ちに秣陵（江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区秣陵鎮）に造れ。**杜預**は當に零（零陵、湖南省舊永州府、現・永州市零陵区）、桂（桂陽、湖南省舊桂陽州、現・郴州市桂陽県）を鎮靜し，衡陽（呉主孫亮は太平二年に長沙西部都尉を分けて立つ、湖南省衡陽道衡山県の東北、現・衡陽市衡山県）を懷輯すべし。大兵は既に過ぎれば，荊州の南境は固より當に檄を傳えて而して定まらん。**預**等は各々兵を分けて以て**濬**、**彬**を益し，太尉の**充**は移りて項（河南省開封道項城県、現・周口市項城市、既に荊州定まり建業攻略を意図す）に屯すべし。」

■［武昌の降伏］**王戎**は參軍の襄陽の**羅尚**、南陽の**劉喬**を遣わして兵を將いて**王濬**と合わせて武昌を攻めしめ，呉の江夏太守の**劉朗**、督武昌諸軍の**虞昺**は皆な降る。**昺**は，**翻**之子也。

■［杜預は即建業攻略を指示］**杜預**は衆軍と會議し，或は曰く、

「百年之寇は，未だ盡く克つ可からず，方に春にして水生じ，久しく駐するは難し，宜しく來冬を俟ち，更に大擧を為さん。」

預は曰く、

「昔**樂毅**は濟西の一戰に藉り以て強齊を並せり（4 巻周赧王 38 年にあり），今兵威は已に振い，譬えば破竹の如し，數節之後には，皆な刃を迎えて而して解き，復た手を著ける處無し也。」

遂に群帥に方略を指授し，逕に建業に造らしむ。

呉［張悌の迎撃策］**呉主**は**王渾**の南下するを聞き，丞相の**張悌**をして丹楊太守の**沈瑩**、護軍の**孫震**、副軍師の**諸葛靚**を督して衆三萬を帥いて江を渡り逆え戰わしむ。牛渚に至り，**沈瑩**は曰く、

「晉は水軍を蜀に治すこと久し矣，（我が）上流の諸軍は，素より戒備無し，名將は皆な死に，幼少（陸晏・陸景・留憲・孫歆ら）なるが任に當り，恐らくは御ぐ能わざる也。晉之水軍は必す此に至らん，宜しく衆力を畜えて以て其の來たるを待ち，之と一戰し，若し幸にも而して之に勝てば，江西（揚子江は建業附近では北流し、歷陽・皖城など）は自ら清めん。今江を渡りて晉の大軍と戰い，不幸に而して敗れれば，則ち大事は去る矣！」

悌は曰く

「呉之將に亡びんとするは，賢愚も知る所，今日に非ざる也。吾は恐るに蜀の兵が此に至れば，衆心は駭懼し，復た整う可からず。今に及びて江を渡れば，猶ほ決戰す可し。若し其の敗喪すれば，同じく社稷に死し，復た恨む所無し。**(5-140p)** 若し其の克捷すれば，北敵は奔走し，兵勢は萬倍せん，便ち當に勝ちに乘りて南に上り，之を中道に逆えるべし，破れざるを憂えざる也。若し子の計の如くすれば，恐らくは士衆は散じ盡き，坐して敵の到るを待ち，君臣は俱に降り，復た一人の難に死する者無し，亦た辱ならず乎！」

■［諸葛靚は張悌を助けられず］三月，**悌**等は江を濟り，**渾**の部將の城陽の都尉の**張喬**を楊荷（安徽省安慶道和県か、現・馬鞍山市和県）に圍む。**喬**の衆は才かに七千，柵を閉じて降を請う。**諸葛靚**（続、艦×）は之を屠らんと欲し，**悌**は曰く、

「強敵は前に在り，宜しく先ず其の小なるを事とすべからず，且つ降るを殺すは不祥なり。」

靚は曰く、

「此の屬は救兵の未だ至らず，少力にして敵せずを以て，故に且く偽り降りて以て我を緩めるなり，眞に伏（屈服）するに非ざる也。若し之を捨てて而して前めば，必ず後の患いと為らん。」

悌は從わず，之を撫して而して進む。**悌**は揚州刺史の汝南の**周浚**と，陳を結びて相い對し，**沈瑩**は丹楊の鋭卒、刀楯五千を帥いて，三たび晉兵を沖（続は衝）き，（晉兵は）動かず。**瑩**は引いて退き，其の衆は亂れる。將軍の**薛勝**、**蔣班**は其の亂れるに因りて而して之に乘り，呉兵は次々と奔潰するを以て，將帥は止むる能わず，**張喬**は後より之を擊ち，大いに呉兵を版橋（安徽省安慶道和県か、現・馬鞍山市和県）に敗る。**諸葛靚**は數百人を帥いて遁げ去り，過ぎて**張悌**を迎え使め，**悌**は肯えて去らず，**靚**は自ら往きて之を牽きて曰く、

「存亡は自ら大數有り，卿一人の支える所に非ざるなり，奈何ぞ故に自ら死を取るや！」

悌は涕を垂れて曰く、

「**仲思**（諸葛靚の字），今日是れ我が死する日也！且つ我は兒童為りし時，便ち卿の家の丞相（諸葛亮、張悌は襄陽の人で知ると、ある説では諸葛瑾と）に識拔せらる所と為る，常に恐らくは其の死を得ず，名賢の知顧に負かんことを。今身を以て社稷に徇う，復た何をか道なる邪！」

靚は再三之を牽き，動かず，乃ち流涙して放ち去り，行くこと百餘歩，之を顧れば，已に晉兵の殺す所と為り，並せて**孫震**、**沈瑩**等七千八百級を斬る，呉人は大いに震える。

■初め，詔書は**王濬**をして建平を下し，**杜預**の節度を受け，建業に至り，**王渾**の節度を受け使む。**預**は江陵に至り，諸將に謂って曰く、
「若し**濬**が建平を得れば，則ち流れに順いて長驅し，威名は已に著われ，宜しく制を我に受け令めず。若し克つ能わざれば，則ち節度を施すを得るに縁無し。」
濬は西陵に至り，**預**は之に書を與えて曰く、
「足下は既に其の西籓を摧き，便ち當に逕ちに建業を取り，累世之逋寇を討ち，呉人を塗炭から釋き，振旅して都に還るべし，亦た曠世の一事（曠世に稀な事）也！」
濬は大いに悦び，**預**の書を表呈（続は表陳）す。**張悌**の敗死するに及び，揚州の別駕の**何惲**は**周浚**に謂って曰く、
「**張悌**は全呉の精兵を擧げて此に殄滅せり，呉之朝野は震懾せざる莫し。今**王**龍驤（王濬）は既に武昌を破り，勝ちに乗りて東下し，向かう所輒ち克ち，土崩之勢いを見る矣。謂うに宜しく速かに兵を引いて江を渡り，直ちに建業を指すべし，大軍は猝に至れば，其の膽氣を奪い，戰わずして禽と為す也！」
浚は其の謀を善しとし，**王渾**に白さ使む。**惲**は曰く、
「**渾**は事機に暗く，(5-141p) 而して己を愼み咎を免れんと欲す，必ず我に從わず。」
浚は固く之に白さ使め，**渾**は果たして曰く、
「詔を受けたるに、但だ江北に屯し以て呉軍に抗せ令め，輕々しく進め使めず。貴州は武なりと雖も，豈に能く獨り江東を平らげん乎！今者命に違えば，勝つとも多とするに足らず，若し其の勝たざれば，罪と為ること已に重し。且つ詔して龍驤をして我が節度を受け令む，但だ當に君の舟楫を具し，一時に俱に濟るべき耳。」
惲は曰く、
「龍驤は萬里之寇に克ち，既に之を成す之功を以て來たりて節度を受ける，未だ之を聞かざる也。且だ明公は上將為り，可を見て而して進み，豈に一一詔令を須つを得る乎！今此に乗りて江を渡れば，十全必ず克ち，何を疑い何を慮り而して淹留して進まざるや！此れ鄙州の上下の以て恨恨する所也。」
渾は聽かず。

■［呉主嬖臣の岑昏誅殺］**王濬**は武昌より流れに順いて徑ちに建業に趣き，**呉主**は游撃將軍の**張象**を遣わして舟師萬人を帥いて之を御がしめ，**像**の衆は旗を望み而して降る。**濬**の兵甲は江を滿たし，旌旗は天を燭（てら）し，威勢は甚だ盛なり，呉人は大いに懼れる。**呉主**之嬖臣の**岑昏**は，傾險諛佞を以て，位は九列（九卿）に致り，好く功役を興し，衆の患苦と為る。晉の兵は將に至らんとするに及び，殿中の親近數百人は叩頭して**呉主**に請いて曰く、
「北軍は日々近づき而して兵は刃を擧げず，**陛下**は將に之を如何せん？」
呉主は曰く、
「何が故なるや？」
對うて曰く、
「正に**岑昏**に坐する耳。」

呉主は獨り言わく、（この言は、ここに止まるのみなるを言う）
「若し爾らば，當に奴（岑昏）を以て百姓に謝すべし！」
衆は因りて曰く、
「唯（承諾）！」
遂に並びて起ちて**昏**を收める。**呉主**は駱驛（相継ぎて人を派遣）として追いて止む，已に之を屠（ほふ）る矣。
呉［陶浚の水軍崩壊］陶浚は將に**郭馬**を討たんとし，武昌に至り，晉兵の大いに入るを聞き，兵を引いて東に還る。建業に至り，**呉主**は引見し，水軍の消息を問う，對えて曰く、
「蜀の船は皆な小なり（陶浚の諜報不足で、通常の認識を越えず），今二萬兵を得，大船に乗り以て戰い，自ら之を破るに足りる。」
是に於いて衆を合わせ，**浚**に節鉞を授ける。明くる日當に發せんとし，其の夜，衆は悉く逃潰す。
■**［呉主の皓は王濬に降伏］**時に**王渾**、**王濬**及び琅邪王の**伷**は皆な近境に臨み，呉の司徒の**何植**、建威將軍の**孫晏**は悉く印節を送り**渾**に詣りて降る。**呉主**は光祿勳の**薛瑩**、中書令の**胡沖**等の計を用い，使者を分遣して書を**渾**、**濬**、**伷**に奉じ以て降を請う。又た其の群臣に書を遺り，深く自ら咎責し，且つ曰く、
「今大晉は四海を平らげ治め，是れ英俊の節を展べる之秋なり，朝を移し朔を改めるを以て，用って厥の志を損する勿かれ。」
使者は先ず璽綬を琅邪王の**伷**に送る。壬寅（38-24+1=15 日），**王濬**の舟師は三山（江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区）を過ぎ，**王渾**は信（信使）を遣わして**濬**を要（むか）え、
「暫く過りて事を論じるべし」
濬は帆を擧げて直ちに建業を指す，報じて曰く、
「風は利にして，泊るを得ざる也。」
是の日，**濬**の戎卒八萬，方（筏、あるいは双胴船）舟百里，鼓噪して石頭に入り，**呉主**の**皓**は面縛して櫬を輿り，軍門に詣りて降る。**濬**は縛を解き櫬を焚き，延請して相い見る。其の圖籍を收め，**(5-142p)** 州に克つこと四，郡四十三，戶五十二萬三千，兵二十三萬なり。（呉は漢獻帝興平二年に遜策が初めて江南を取り、魏の文帝黄初三年孫権は帝を称す、四王伝え 57 年にして滅びる）
■**［呉滅亡を朝廷は聞く］**朝廷は呉が已に平らぐと聞き，群臣は皆な賀して壽を上る。**帝**は爵を執り流涕して曰く、
「此れは**羊太傅**（羊祜）之功也。」
驃騎將軍の**孫秀**（晉に来奔は 79 巻泰始六年にあり）は賀せず，南に向いて流涕して曰く、
「昔討逆（遜策は兵を起し、袁術は表して懐義校尉と為す）は弱冠にして一校尉を以て創業し，今**後主**は江南を擧げ而して之を棄て，宗廟山陵は，此に於いて墟と為る。悠悠たる蒼天（詩の黍離の篇の辭），此れ何人哉！」

■**［賈充の撤兵論］**呉之未だ下らざる也，大臣は皆な以て爲す、
「未だ可輕々しく進む可からず」
と，獨り**張華**は堅く執りて以爲く、
「必ず克たん。」
賈充は上表して稱す、
「呉地は未だ悉く定まる可からず，方に夏にして，江、淮は下濕し，疾疫は必ず起こらん，宜しく諸軍を召して還らしめ，以て後圖を為すべし。**張華**を腰斬すると雖も以て天下に謝すに足らず。」

帝は曰く、
「此れは是れ吾が意なり，**華**は但だ吾と同じ耳。」
荀勗も復た奏し，
「宜しく**充**の表の如くすべし」
と，**帝**は従わず。**杜預**は**充**が奏して兵を罷めんと乞うを聞き，表を馳せて固く争い，使は轘轅（河南省河洛道偃師県、現・洛陽市偃師区）に至り而して呉已に降る。**充**は慚懼し，闕に詣りて罪を請い，**帝**は撫し而して問わず。

【呉の孫皓に対する寛容な待遇】

■［孫皓に歸命侯］夏，四月，甲申（20+60-53+1=28 日），詔して**孫皓**に爵の歸命侯を賜る。
■［占領地に寛容］乙酉（21+60-53+1=29 日），大赦し，改元す。大いに酺すること五日。使者を遣わして分けて荊、揚に詣りて呉の牧、守已下を撫慰し皆な更易せず，其の苛政を除き，悉く簡易に従わしめ，呉人は大いに悦ぶ（続には欠如）。
■［滕修も数日流涕して降る］**滕修**（去年呉主は派遣）は**郭馬**を討ちて未だ克たず，晉の呉を伐つを聞き，衆を帥いて難に赴き，巴丘に至り，呉の亡ぶを聞き，縞素して流涕し，還り，廣州刺史の**閻豐**、蒼梧太守の**王毅**と各々印綬を送りて降を請う。**孫皓**は**陶璜**之子の**融**を遣わして手書を持ちて**璜**を諭さしめ，**璜**は流涕すること數日，亦た印綬を送りて降る。**帝**は皆な其の本職を復す。
■［建平太守の吾彦も降る］**王濬**之東下する也，呉の城戍は皆な風を望みて款附す，獨り建平太守の**吾彦**は城を嬰して下らず，呉の亡びるを聞き，乃ち降る。**帝**は**彦**を以て金城太守と為す。
■［孫秀、孫楷の降格］初め，朝廷は**孫秀**、**孫楷**（晉に降るは前巻咸寧二年にあり）を尊寵し，以て呉人を招來せんと欲す。呉の亡びるに及び，**秀**を降して伏波將軍と為し，**楷**を渡遼將軍と為す。
■［孫皓らは洛陽に到着］琅邪王の**伷**は遣使して**孫皓**及び其の宗族を送りて洛陽に詣らしむ。五月，丁亥（1 日、元嘉暦一致）朔，皓は至り，其の太子の**瑾**等と泥頭（泥を首に塗る、降伏の印）面縛し，東陽門（洛陽城の東に建春・東陽・清明の三門あり）に詣る。詔して謁者を遣わして其の縛を解き，衣服、車乘、田三十頃を賜い，歳ごとに錢穀、綿絹を給うこと甚だ厚し。**瑾**を拜して中郎と為し，諸子の王為る者は皆な郎中と為し，呉之舊望（人望あるもの）は，才に隨いて擢敘す。**孫氏**の將吏は江を渡る者は十年を復し，百姓は二十年を復す。
■［孫皓の引見］庚寅（26-23+1=4 日），**帝**は軒に臨み，大いに文武の位有るもの及び四方の使者に會し，國子學生は皆な焉に預る。歸命侯の**皓**及び呉の降人を引見し，**皓**は殿に登りて稽顙（額を地に触れて拝する）す。**(5-143p) 帝**は**皓**に謂って曰く、
「**朕**は此の座を設けて以て待卿を待つこと久しき矣。」
皓は曰く、
「臣は南方に於いて，亦た此の座を設けて以て**陛下**を待てり。」
賈充は**皓**に謂って曰く、
「聞く君は南方に在り人の目を鑿ち，人の面皮を剝ぐと，此れ何等の刑なる也？」
皓は曰く、
「人臣は其の君を弑し及び奸回不忠なる者有り，則ち此の刑を加える耳。」（暗に賈充が世々魏の恩を受けながら晉に付き、高貴郷公を弑すを誹る）

充は默然として甚だ愧じ，而して**皓**の顔色は怍(は)じる無し。
■［孫皓は何故滅びたかの問い］**帝**は従容として散騎常侍の**薛瑩**に**孫皓**の亡びる所以を問い，對えて曰く、
「**皓**は小人に暱近し，刑罰は放濫にして，大臣諸將は，人は自ら保たず，此れ其の亡びる所以也。」
它日，又た**吾彦**に問い，對えて曰く、
「**呉主**は英俊なり，宰輔は賢明なり。」
帝は笑いて曰く、
「是くの若くならば，何故に亡びるや？」
彦は曰く、
「天祿永く終り，歷數には屬有り，故に**陛下**の禽と為る耳。」
帝は之を善しとす。

【王濬と王渾の功名争い】

■［王濬と王渾の対立］**王濬**之建業に入る也，其の明くる日，**王渾**は乃ち江を濟り，**濬**が己を待たずして至り，先に**孫皓**の降を受けるを以て，意は甚だ愧忿し，將に**濬**を攻めんとす。**何攀**は**濬**に勸めて**皓**を送りて**渾**に與えしめ，是に由りて事は解けるを得たり。**何惲**は**渾**が**濬**と功を爭うを以て，**周浚**に牋を與えて曰く、
「《書》には克く讓るを貴び（堯典に曰く允に恭しく克く讓ると），《易》には謙光を大（謙の卦に曰く、謙は尊くして光なり）とす。前に**張悌**を破り，呉人は氣を失い，龍驤は之に因りて，其の區宇を陷れる。其の前後を論じれば，我は實に師を緩くし，既に機會を失い，事に及ばず，而るに今方に其の功を競い、彼は既に聲を呑まざれば，將に雍穆（相い和す）之弘きを虧(か)き，矜爭（競争）之鄙しきを興し，斯れ實に（続による補充）愚情之取らざる所也。」
浚は牋を得，卽ち**渾**を諫止す。**渾**は納れず，
「**濬**は詔に違いて節度を受けず」
と表して，誣うるに罪狀を以てす。**渾**の子の**濟**は，**常山公主**（帝の娘）に尚し，宗黨は強盛なり。有司は奏して、
「檻車をもって**濬**を征するを請う」
と，**帝**は許さず，但だ詔書を以て**濬**を責讓するに以て**渾**の命に從わず，制に違いて利を昧(むさぼ)りしを以てす。
濬は上書して自ら理（弁明）して曰く、
「前に詔書を被り，臣をして直ちに秣陵に造ら令め，又た太尉の**充**の節度を受け令む。臣は十五日を以て三山に至り，**渾**の軍の北岸に在るを見，書を遣わして臣を邀える。臣の水軍は風發して勢いに乘り，逕ちに賊の城に造り，船を回して**渾**を過ぎるの緣無し。臣は日中を以て秣陵に至り，暮に乃ち**渾**が下す所の當に節度を受けるべし之符を被り，臣をして明くる十六日悉く所領を將い還りて石頭を圍ま令めんと欲し，又た蜀兵及び鎭南の諸軍（杜豫の統べる所にして、蓋し分けて以て濬に隨いて東下させる者）の人名定見（人名簿）を索(もと)める。臣は以爲らく**皓**は已に來たり降り，空しく石頭を圍む緣無し。又た，兵人の定見は，倉猝に就くを得る可からず，皆な當今之急に非ず，承け用いる可からず，敢て明制を忽棄するに非ざる也。**皓**の衆は叛き親は離れ，匹夫のごとく獨り坐し，雀鼠のごとく生を貪り，苟くも一活を乞う耳，而るに江北の諸軍は虛實を知らず，早く縛取せず，自ら小誤を為す。臣は至りて便ち得，更に怨恚せ見る，並びに云わく『賊を

守ること百日，(5-144p) 而して他人をして之を得令む。』臣愚は以爲らく君に事える之道は，苟くも社稷に利あれば，死生之を以てす。若し其れ嫌疑を顧み以て咎責を避けるは，此は是れ人臣の不忠之利にして，實に明主の社稷之福に非ざる也。」

■［王濬の丁寧な反論］**渾**は又た**周浚**の書を騰（上聞くに達する、上げる）して云わく、

「**濬**の軍は呉の寶物を得たり。」

又た云わく、

「**濬**の牙門將の**李高**は放火して**皓**の僞宮を燒けり。」

濬は復た表して曰く、

「臣は孤根獨立し，恨みを強宗に結ぶ。夫れ上を犯し主を干すは，其の罪は救う可し。貴臣に乖忤（食い違い）するは，禍いは測らざる在り。僞郎將の**孔攄**は説く、去る二月武昌は守を失い，水軍は行きて至らんとし，**皓**は石頭を案行して還る，左右の人は皆な刀を跳（振り回す）らせて大呼して云わく、『要ず當に**陛下**の為に一たび死戰して之を決すべし。』と、**皓**の意は大いに喜び，意えらく必ず能く然らんと，便ち盡く金寶を出して以て之に賜與す。小人は狀無く，得て便ち持（続は馳）ちて走る。**皓**は懼れ，乃ち降首せんと圖る。降使は適々去り，左右は劫かして財物を奪い，妻妾を略取し，放火して宮を燒く。**皓**は身を逃れ首を竄し，死を脱せざるを恐る。臣は至り，參軍主者を遣わして其の火を救斷せしむ耳。**周浚**は先ず**皓**の宮に入り，**渾**は又た先す**皓**の舟に登り，臣之入り觀るは，皆な其の後に在り。**皓**の宮之中，乃ち席の坐す可き無し，若し遺りたる寶有れば，則ち**浚**は**渾**と先ず之を得ん矣。**浚**（続による）等は雲う、臣は蜀人を屯聚し，時に**皓**を送らず，反狀有らんと欲すと。又た呉人を恐動して，言うに臣は皆な當に誅殺し，其の妻子を取り，其の亂を作し，私忿を騁（ほしいままに走らす）するを得んを冀うと。謀反は大逆なり，尚ほ以て加え見る，其の餘の謗［口沓］(誹謗悪言)，故に其れ宜しき耳。今年は呉を平らげ，誠に大慶為り。臣之身に於いては，更に咎累（咎が及ぶ）を受ける。」

■**濬**は京師に至り，有司（王渾の親黨が言わせていた）は奏す、

「**濬**は詔に違う，大いに不敬なり，請う廷尉に付けて罪を科せん」

詔して許さず。又た奏して、

「**濬**は赦後に賊船を燒くこと百三十五艘，輒ち救して廷尉に付し推を禁ぜり」

詔して推する勿からしむ。

■［王渾・王濬の功名争いは已まず］**渾**、**濬**は功を爭いて已まず，**帝**は守廷尉の廣陵の**劉頌**に命じて其の事を校ぜしめ，**渾**を以て上功と為し，**濬**を中功と為す。**帝**は**頌**の折法（法を裁断する、晉書劉頌傳には持法と作る）の理を失うを以て，京兆太守に左遷す。

■［平呉の論功行賞、羊祜の廟にも策告］庚辰（16+60-23+1=54 日?），**賈充**の邑を八千戸を增し，**王濬**を以て輔國大將軍と為し，襄陽縣侯に封じる。**杜預**を當陽縣侯と為す。**王戎**を安豐縣侯と為す。琅邪王の**伷**の二子を封じて亭侯と為す。京陵侯の**王渾**の邑を八千戸增し，進爵して公と為す。尚書關内侯の**張華**を進めて廣武縣侯に封じ，邑萬戸を增す。**荀勗**（中書監）は專ら詔命を典るの功を以て，一子を封じて亭侯と為す。其の餘の諸將及び公卿以下は，賞賜に各々差有り。**帝**は呉を平らげるの功を以て，**羊祜**の廟に策告し，乃ち其の夫人の**夏侯氏**を封じて萬歳鄉君と為し，食邑五千戸とす。

■［王濬に范通は適切な助言］**王濬**は自ら功大なるを以て，而して**渾**父子及び黨與の挫抑する所と為る，進見する毎に，其の攻伐之勞及び見枉げ見るる之狀を陳じ，或は忿憤に勝たず，逕ちに出でて辭せず。(5-145p) **帝**は毎に之を容恕（許す）す。益州護軍の**范通**は**濬**に謂って曰く、

「卿の功は則ち美なり矣，然るに恨むらくは美に居る所以の者は未だ善を盡くさざる也。卿の旋旆之日，私第に角巾（角ある布）し，口は呉を平らげる之事を言わず，若し問う者有れば，輒ち『聖人之德は，群帥之力なり，老夫は何の力之れ有らん！』と曰えば、此れ**蘭生**が**廉頗**を屈せる所以（4 巻周赧王六年にあり）也，**王渾**は能く愧じる無からん乎！」

濬は曰く、

「吾は始め**鄧艾**之事（鄧艾の死すは鐘會なに蔽われてその情を上通するを得ざりし）に懲り，禍いの身に及ぶを懼れ，言う無きを得ず。其の終に諸を胸中に遣る能わず，是れ吾が褊（偏狭）也。」

時に人は鹹な**濬**の功の重く報は輕きを以て，之が為に憤邑す。博士の**秦秀**等は並びて上表して**濬**之屈せるを訟え，**帝**は乃ち**濬**を鎮軍大將軍に遷す。**王渾**は嘗て**濬**に詣り，**濬**は嚴に備衛を設けて，然る後に之を見る。

■［杜預は作戦の名人］**杜預**は襄陽に還り，以爲らく天下は安んずと雖も，戰いを忘れれば必ず危うし，乃ち講武に勤め，戍守を申嚴す。又た濫、淯（二水の名、河南省補陽道）の水を引きて以て田萬餘頃を浸し，楊口（楊水は河南省補陽道のあり）を開き零（零陵）、桂（桂陽）之漕を通じ，公私は之に賴る。**預**身は馬に跨らず，射て札（甲札）を穿たず，而るに用兵は勝ちを制し，諸將も及ぶ莫し。**預**は鎮に在り，數々洛中の貴要に餉遺す。或は其の故を問い，**預**は曰く、

「吾は但だ（貴要が）害を為すを恐れる，益を求めざる也。」

■**王渾**は征東大將軍に遷り，復た壽陽に鎮す。

■［諸葛靚は姉の所に逃亡し帝に会う］**諸葛靚**（呉に逃亡は 77 巻魏高貴鄉公甘露三年にあり）は逃竄して出でず。**帝**は**靚**と舊有り，**靚**の姊は琅邪王（伷）妃為り，**帝**は**靚**が姊の間に在るを知り，因りて就きて焉を見る。**靚**は廁に逃れ，**帝**は又た逼りて之を見，謂って曰く、

「謂わず、今日復た相い見るを得るとは！」

靚は流涕して曰く、

「臣は身に漆ぬり面を皮はぐ（豫讓・聶政の如くなる、暗殺者）能わず，復た聖顔を睹（続は覩）る，誠に慚恨と為す！」

詔して以て侍中と為す。固く辭して拜せず（諸葛氏の子は皆、志師あり），鄉里に歸り，終身朝廷に向かい而して坐せず。

■六月，復た丹水侯の**睦**を封じて高陽王と為す。（爵を貶せらる事前巻咸寧三年にあり）

■秋，八月，己未（55-51+1=5 日），皇弟の**延祚**を封じて樂平王と為す，尋いで薨ず。

■九月，庚寅（25-21+1=5 日），**賈充**等は天下一統を以て，屢々封禪を請う、**帝**は許さず。

■冬，十月，前將軍（帝は左右前後の四將軍を以て四軍とす）の青州刺史の淮南の**胡威**（胡質の子）は卒す。**威**は尚書と為り，嘗て時政之寬なるを諫める。**帝**は曰く、

「尚書郎以下は，吾假借する所無し。」

威は曰く、

「臣之陳ずる所は，豈に丞、郎、令史に在らんや，正に臣等の輩の如きを謂う，始めて以て化を肅（ととの）え法を明かにす可き耳！」

■是の歲，司隸の統べる所の郡を以て司州を置く，凡そ州十九，郡國一百七十三，（5-146p）戶二百四十

五萬九千八百四十なり。

【帝は異民族反乱頻発の原因を作る】

■［帝の命で州郡の兵を省いて大乱す］詔して曰く、

「昔漢の末より，四海は分かれ崩れ，刺史は内に民事を親らし，外に兵馬を領す。今天下は一と為り，當に干戈を韜戢（つつみおさむ）し，刺史（郡県の長史を察擧するのみ）は職を分けること，皆な漢氏の故事の如す。悉く州郡の兵を去り，大郡には武吏百人，小郡には五十人を置くべし。」

交州牧の**陶璜**は上言す、

「交（現・ベトナム方面）、廣州は東西（続による）數千里，賓屬せざる者は六萬餘戸，官役に服從するに至るは，才に五千餘家。二州は脣齒なり，唯だ兵のみ是れ鎭す。又た，寧州（泰始六年に西晉により設置、現・雲南省）の諸夷は，上流に接據し，水陸は並びて（交廣に）通じる，州兵は未だ宜しく約損し，以て單虛を示すべからず。」

僕射の**山濤**も亦た言う、

「宜しく州郡の武備を去るべからず」。

帝は聽かず。永寧以後に及びて，盜賊は群起（続は蜂起）し，州郡に備え無く，禽制する能わず，天下は遂に大亂し，**濤**の言う所の如し。然して其の後に刺史は復た兵民之政を兼ね，州鎭は愈々重し矣。

■［異民族対策進言を聞かず］漢、魏以來，羌、胡、鮮卑の降る者は，多く之を塞内の諸郡に處く。其の後數々忿恨に因り，長吏を殺害し，漸（続は深）く民の患と為る。侍御史の西河の**郭欽**は上疎して曰く、

「戎狄は強獷（強悍麤悪）にして，歷古（歷世）患と為る。魏の初め民は少なし，西北の諸郡は，皆な戎居と為り，内は京兆、魏郡、弘農に及び，往往にして之有り。今服從すると雖も，若し百年之後に風塵之警（いましめ）有れば，胡騎は平陽、上黨より三日あらず而して孟津に至り，北地、西河、太原、馮翊、安定、上郡は盡く狄庭と為らん矣。宜しく平吳之威，謀臣猛將之略に及び，漸く内郡の雜胡を邊地に徙し，四夷の出入之防を峻にして，**先王**の荒服之制を明らかにすべし，此れ萬世之長策也。」

帝は聽かず。

世祖武皇帝中太康二年〈辛丑，２８１年〉

■［竹葉鹽汁で羊車を誘う］春，三月，詔して**孫皓**の宮人五千人を選びて宮に入る。**帝**は既に吳を平らげ，頗る游宴を事とし，政事を怠り，掖庭は殆んど將に萬人ならんとす。常に羊車に乘り，其の之く所を恣にし，至れば便ち宴寢し、宮人は競いて竹葉（羊は好む）を以て戸に插み，鹽汁（羊は塩からを好む）を地に灑ぎ，以て**帝**の車を引く。而る後に父**楊駿**及び弟の**珧**、**濟**は始めて事を用い，交通は請謁し，勢いは内外を傾け，時の人は之を三楊と謂い，舊臣は多く疎退せ被る。**山濤**は數々規諷（正し諭す）有り，**帝**は知ると雖も而して改める能わず。

■［慕容渉歸は始めて昌黎を寇す］初め，鮮卑の**莫護跋**は始めて塞外より入りて遼西の棘城（昌黎県の境、熱河途朝陽県、現・朝陽市北票市）之北に居り，號して**慕容**部と曰う。**莫護跋**は**木延**を生み，**木延**は**渉歸**を生み，遼東之北（遼東郡治の北か、奉天省遼瀋道北鎭県附近、現・錦州市北鎭市）に遷る。世々中國に附き，數々征討に從い功有り，大單于を拜す。冬，十月，**渉歸**は始めて昌黎を寇す。

■十一月，壬寅（38-14+1=25 日），高平武公の**陳騫**は薨ず。(5-147p)

■是の歳，揚州刺史の**周浚**は移りて秣陵に鎭す。吳民之未だ服さざる者は，屢々寇亂を為し，**浚**は皆な討

ちて之を平らぐ。故老を賓禮し，俊乂（俊才、賢人）を搜求し，威惠は並びて行なわれ，呉人は悦服す。

世祖武皇帝中太康三年〈壬寅，２８２年〉

■［帝は桓帝靈帝に比す］春，正月，丁丑（1 日、元嘉暦一致）朔，**帝**は親ら南郊に祀す。禮畢わり，喟然として司隷校尉の**劉毅**に問いて曰く、

「**朕**は漢之何帝に方ぶ可し？」

對えて曰く、

「**桓**、**靈**なり。」

帝は曰く、

「何ぞ此に至らん？」

對えて曰く、

「**桓**、**靈**は官を賣り錢は官庫に入る，**陛下**は官を賣り錢は私門に入る。此を以て之を言えば，殆んど如からず也！」

帝は大いに笑いて曰く、

「**桓**、**靈**之世は，此の言を聞かず，今**朕**は直臣有り，固に之れ勝ると為す。」

■［司隷校尉劉毅の厳正］**毅**は司隷と為り，豪貴を糾繩し，顧忌する所無し。**皇太子**は鼓吹して東掖門を入り（儀導を斥け下車すべき），**毅**は之を劾奏す。中護軍、散騎常侍の**羊琇**は，**帝**と舊恩有り（78 巻魏元帝咸熙元年にあり），禁兵を典り，機密に豫ること十餘年，寵を恃みて驕侈し，數々法を犯す。**毅**は、

「**琇**の罪は死に當たる」

と劾奏す。**帝**は齊王の**攸**を遣わして私に**琇**を**毅**に請わしめ，**毅**は之を許す。都官從事の廣平の**程衛**は徑ちに馳せて護軍の營に入り，**琇**の屬吏を收め，陰私を考問し，先ず**琇**の犯す所の狼籍を奏し，然る後に**毅**に言う。**帝**は已むを得ず，**琇**の官を免ず。未だ幾くもなくして，復た白衣を以て職を領せ使む。**琇**は**景獻皇后**（景帝の王后）之從父の弟也。

■［王愷と石崇の贅沢競争］後將軍の**王愷**は，**文明皇后**（文帝の王后）之弟也。散騎常侍、侍中の**石崇**は，**苞**之子也。三人は皆な財に富み，競いて奢侈を以て相い高める。**愷**は飴（餳）を以て釜に澳ぎ，**崇**は蠟を以て薪に代える。**愷**は紫絲の歩障（幕を張りて障蔽）四十里を作り，**崇**は錦の歩障五十里を作る。**崇**は屋を塗るに椒を以てし，**愷**は赤石脂（鉱物の名前）を用いる。**帝**は毎に**愷**を助け，嘗て珊瑚樹を以て之に賜い，高さは二尺許りなり，**愷**は以て**崇**に示し，**崇**は便ち鐵の如意を以て之を碎く。**愷**は怒り，以爲らく己之寶を疾むと。**崇**は曰く、

「多く恨に足らず，今卿に還さん！」

乃ち左右に命じて悉く其の家の珊瑚樹を取らしむ，高は三、四尺の者は六、七株あり，**愷**の比の如き者は甚だ衆し。**愷**は怳然（続による、心光×、自失の様）として自失す。

■［傅咸の奢侈批判］車騎の司馬の**傅咸**は上書して曰く

「**先王**之天下を治めるや，食肉衣帛は，皆な其の制有り（古には黎民五十で肉を食い、六十で帛を着る）。竊に謂うに奢侈之費は，天災よりも甚し。古者人は稠く地は狹く，而して儲蓄有り，節に由る也。今者土は曠く人稀なり，而も足らざるを患るは，奢に由る也。時に人儉を崇ばんと欲すれば，當に其の奢を詰（詰責）むべ

し。奢は詰め見れずんば，轉た相い高尚にし，窮極有る無し矣！」

■［鐘會の評価、太祖の責任］尚書の**張華**は，文學才識を以て名は一時に重し，論者は皆な謂う、
「華は宜しく三公と為すべし。」(5-148p)
中書監の**荀勗**、侍中の**馮紞**は呉を伐つ之謀を以て深く之を疾む。會々**帝**は**華**に問う、
「誰か後事を托す可き者ぞや？」
華は對えて以わく、
「明德至親は，**齊王**に如くは莫し。」
是に由り旨に忤(さから)う，**勗**は因り而して之を譖る。甲午（30-13+1=18 日），**華**を以て幽州諸軍事を都督せしむ。**華**は鎭に至り，夷夏を撫循し，譽望は益々振い，**帝**も復た之を征せんと欲す。**馮紞**は**帝**に侍し，從容として語りて**鐘會**に及び，**紞**は曰く、
「**會**之反するは（78 卷魏元帝咸熙元年にあり），頗る**太祖**（文帝）に由る。」
帝は色を變えて曰く、
「卿は是れ何の言ぞ邪！」
紞は冠を免ぎて謝して曰く、
「臣は聞く善く御する者は必ず六轡の緩急之宜しきを知る，故に**孔子**（論語先進篇にあり）は**仲由**（子路は性剛勇）は人を兼ねるを以て而して之を退け（善事を聞いても直に行わず抑える），**冉求**は退弱（志気不足）なり而して之を進む（善事を聞けば直ぐに行く）。漢の**高祖**（漢高帝紀）は五王（韓信・韓王信・彭越・英布・盧綰）を尊寵し而して夷滅す，**光武**は諸將を抑損（政事に預からさず）し而して克く終る。上に仁暴之殊なる有り，下に愚智之異なる有るに非ざる也，蓋し抑揚與奪は之をして然ら使む耳。**鐘會**の才智は限り有り，而るに**太祖**は誇獎すること極まり無く，居くに重勢を以てし，委ねるに大兵を以てし，**會**をして自ら算に遺策無く，功に賞せざる在りと謂わ使め，遂に凶逆を構えし耳。向に**太祖**をして其の小能を録し，節するに大禮を以てし，之を抑えるに威權を以てし，之を納れるに軌則を以てせ令めれば，則ち亂心は由りて生じる無し矣。」
帝は曰く、
「然り。」
紞は稽首して曰く、
「**陛下**は旣に臣之言を然りとす，宜しく堅冰之漸（易の坤の初六に曰く、霜を履みて堅冰至る。象に曰く、霜を履み堅冰は陰始めて凝るなり、其の道を馴致して堅冰に至るなりと）を思うべし，**會**の如き之徒をして復た傾覆を致さ使む勿かれ。」
帝は曰く、
「當に今豈に復た**會**の如き者有る邪？」
紞は因りて左右を屏け而して言いて曰く、
「**陛下**の謀畫之臣は，大功を天下に著し，方鎭に據り、戎馬を總べる者は，皆な**陛下**の聖慮に在り矣。」
帝は默然とし，是に由りて止めて，**華**を征せず。

■三月，安北將軍の**嚴詢**は**慕容涉歸**を昌黎に敗り，斬獲は萬計なり。
■［賈充は悪諡を恐れて卒］魯公の**賈充**は老病し，**上**は**皇太子**を遣わして起居を省視せしむ。**充**は自ら諡傳を憂い（魏を裏切った事で後に悪諡を加えるを憂う），從子の**模**は曰く、

「是非は久しくして自ら見(あら)われ，掩う可からざる也！」

夏，四月，庚午（6+60-42+1=25 日），**充**は薨ず。世子の**黎民**は早く卒して，嗣無し，妻の**郭槐**は**充**の外孫の**韓謐**（充の壻の韓壽の子）を以て世孫（祖父の世を承ける嫡孫）と為さんと欲し，郎中令（晉制には諸王諸郡公の國には郎中令・中尉・大農あり三卿とす）の**韓咸**、中尉の**曹軫**は諫めて曰く、

「禮には異姓を後と為す之文無し，今而して之を行えば，是れ**先公**をして譏(そしり)を後世に受け而して愧を地下に懷か使む也。」

槐は聽かず。**咸**等は上書し，改めて嗣を立てるを求める，事は寢ねて報ぜられず。**槐**は遂に表して之を陳べ，**（5-149p）充**の遺意と雲う。**帝**は之を許す，仍ち詔す、

「功は太宰の如く，始めて封ぜられ、後無き者に非ざるよりは，皆な以て比と為すを得ず。」

太常が議謚を議すに及び，博士の**秦秀**は曰く、

「**充**は禮に悖(もと)し情に溺れ，以て大倫を亂す。昔**鄫**(そう)は外孫の**莒**の公子を養いて後と為す，《春秋》（襄公六年）は書す『莒人は**鄫**を滅ぼす』と。父祖之血食を絶ち，朝廷之亂原を開く。《謚法》を按ずるに『紀度を昏亂するを荒と曰う』，謚して『荒公』というを請う。」

帝は從わず，更めて謚して**武**と曰う。

閏月，丙子（12-12+1=1 日、元嘉暦五月、閏月は六月にあり），廣陸成侯の**李胤**は薨ず。

■［齊王攸の追い出し画策］齊王の**攸**は德望日々に隆し，**荀勗**、**馮紞**、**楊珧**は皆な之を惡む。**紞**は**帝**に言って曰く、

「**陛下**は諸侯に詔して國に之かしむ，宜しく親しき者より始めるべし。親しき者は**齊王**に如くは莫し，今獨り京師に留まるは，可なる乎？」

勗は曰く、

「百僚内外は皆な心を**齊王**に歸す，**陛下**萬歲の後，**太子**は立つを得ず矣。**陛下**は試みに**齊王**に詔して國に之かしめば，必ず朝を舉げて以て不可と為さん，則ち臣の言は驗ならん矣。」

帝は以て然りと為す。**冬，十二月**，甲申（20-8+1=13 日），詔して曰く、

「古者九命して伯（周禮の語、方伯、諸侯の長）と作り，或は入りて朝政を毘(たす)け，或は出でて方岳を御ぐ，其の揆は一也。侍中、司空の**齊王**の**攸**は，命を佐け勳を立て，王室に劬勞し，其れ以て大司馬、都督青州諸軍事と為す，侍中は故の如し，仍ち典禮を加崇し，主者は詳かに舊制を案じて施行せよ。」

汝南の**王亮**を以て太尉と為し、尚書事を録し、**太子**の太傅を領せしめ，光祿大夫の**山濤**を司徒と為し，尚書令の**衞瓘**を司空と為す。

■［齊王の扱いの苦慮］征東大將軍の**王渾**は上書す，以爲く、

「**攸**は至親盛德なり，周公に侔(ひと)し，宜しく皇朝を贊(たす)け，政事に與(あず)かり聞かしむ。今**攸**を出し國に之かしめ，假すに都督の虚號を以てし，而して戎（兵、詩の韓弈に曰く、不庭の方を幹すと、楨幹たるをいう）を典り方を干する之實無し，友於款篤之義を虧くは，懼らくは**陛下**は**先帝**、**文明太后**の**攸**を待つ（事は前巻咸寧二年にあり）之宿意を追述するに非ざらん也。若し同姓を以て之を寵すること太だ厚きは，則ち呉、楚の逆亂之謀有り，漢之**呂**、**霍**、**王**氏は，皆な何人ぞ也！（王渾の真意は、濟王は疑わず、三楊は信ずる能わず）古今を歷觀するに，苟くも事之輕重の在る所，害を為さざるは無し，唯だ當に正道に任じ而して忠良を求める耳。若し智計を以て物を猜(うたが)えば，親と雖も疑わ見る，疎なる者に至りては，庸(なん)ぞ保つ可き乎！愚は以爲らく**太子**は太保を缺く，宜しく**攸**を留めて之に居き，汝南王の**亮**、**楊珧**と共に朝事を干せしむべし。三人は位は齊(ひと)しく，相い持正

するに足りん，既に偏重相い傾く之勢無く，又だ親親仁覆之恩を失わず，計之善を盡くす者也。」
是に於いて扶風王の**駿**（233-286、司馬師・司馬昭の異母弟。司馬亮・司馬伷・司馬京の同母弟。司馬榦・司馬肜・司馬倫の異母兄）、光祿大夫の**李喜**、中護軍の**羊琇**、侍中の**王濟**、**甄德**は皆な切諫す。**帝**は並せて從わず。**濟**は其の妻の**常山公主**及び**德**の妻の**長廣公主**をして俱に入り，稽顙して涕泣し，**帝**に**攸**を留めることを請う。**帝**は怒り，侍中の**王戎**に謂って曰く、
「兄弟は至親なり，**(5-150p)** 今**齊王**を出すは，自ら是れ**朕**の家事なり，而るに**甄德**、**王濟**は**逮**（ときり）に婦を遣わして來たりて人を生哭（生きたるを哭す）せしむる邪！」
乃ち**濟**を出して（侍中より外朝の官に出す）國子祭酒と為し，**德**を大鴻臚と為す。**羊琇**は北軍中候（漢の官、北軍五永）の**成粲**と與に**楊珧**を見て，手刃して之を殺さんと謀る。**珧**は之を知り，疾と辭して出でず，有司に諷して**琇**を奏して，太僕に左遷せしむ。**琇**は憤怨し，發病して卒す。**李喜**も亦た年老いたるを以て位を遜り，家に於いて卒す。**喜**は朝に在り，姻親故人には，之と**衣**（たもと）を分かちて食を共にすれども，而して未だ嘗て私するに王官を以てせず，人は此を以て之を稱す。

■<u>［薛瑩は呉士の第一か］</u>是の歲，散騎常侍の**薛瑩**は卒す。或は呉郡の**陸喜**に謂って曰く、
「**瑩**は呉士に於いて當に第一と為す乎？」
喜は曰く、
「**瑩**は四五之間に在り，安んぞ第一と為すを得るや！夫れ**孫皓**の無道なるを以て，呉國之士は，其の體を沈默し，**潛**（ひそ）み而して用いる勿き者は，第一也。尊を避けて卑しきに居り，祿以て耕に代える者は，第二也。侃然として國を體し，正を執りて懼れざる者は，第三也。時宜を斟酌し，時に微益を獻ずる者は，第四也。温恭修愼にして，謟首と為らざる者は第五也。此を過ぎて以往は，複（續は復）た數えるに足らず。故に彼の上士は多く淪沒し而して悔吝に遠ざかる，中士は聲位有り而して禍殃に近づく。瑩之身を處する本末を觀るに，又た安んぞ第一と為すを得る乎！」

世祖武皇帝中太康四年〈癸卯，２８３年〉

■春，正月，甲申（20+60-37+1=44 日、元嘉曆で甲辰なら 40-37+1=4 日），尚書右僕射の**魏舒**を以て左僕射と為し，下邳の**王晃**を右僕射と為す。**晃**は，**孚**之子也。
■戊午（54-37+1=18 日），新沓康伯の**山濤**は薨ず。

【齊王攸の死】

■<u>［齊王に崇錫の議論］</u>**帝**は太常に命じて**齊王**に崇錫する之物を議せしむ。博士の**庾敳**、**太叔廣**（太叔は姓）、**劉暾**、**繆蔚**、**郭頤**、**秦秀**、**傅珍**は上表して曰く、
「昔周は建德を選びて以て王室を左右（佐佑、助ける）し，**周公**（太宰となる）、**康叔**（司空となる）、**聃季**（司空となる）は，皆な入りて三公と為る，股肱之任は重く，地を守る之位は輕きを明らかにする也。漢の諸王侯は，位は丞相、三公の上に在り，其の入りて朝政に贊する者は，乃ち兼宮有り，其の出でて國に之くとも，亦た復た台司の虚名を假りて隆寵と為さざる也。今**齊王**をして賢なら使む邪，則ち宜しく母弟之親尊を以て魯、衞之常職に居るべからず。賢ならざる邪，宜しく大いに土宇を啓きて，東海に表建すべからざる也。古禮に，三公は職無く，坐し而して道を論ず，方任を以て之に嘏（か）くるを聞かず。惟だ（周の）**宣王**は急を朝

夕に救い，然る後に召穆公に命じて淮夷を征せしむ，故に其の詩（江漢）に曰く、『徐方は回ならず，王曰く旋り歸れ。』宰相は久しく外に在るを得ざる也。今天下は已に定まり，六合を家と為す，將に數々三事（三公）を延きて，與に太平之基を論ぜんとす，(5-151p) 而るに更に之を出し，王城を去ること二千里（司馬彪の郡國志には曰く、齊國は洛陽の東千八百里に在りと），舊章に違える矣。』」

敷は，**純**之子、**暾**は，**毅**之子也。**敷**は既に草を具し，先ず以て**純**に呈し，**純**は禁じず。

■［曹植の子の曹志は帝に異論で免官］事は太常の**鄭默**、博士祭酒の**曹志**を過ぎ，**志**は愴然として歎じて曰く、

「安にぞ此くの如き之才，此くの如き之親有りや，本を樹てて化を助けるを得ず，而して遠く海隅に出るや！晉室之隆は，其れ殆し矣乎！」

乃ち奏議して曰く、

「古之王室を夾輔するや，同姓には則ち**周公**、異姓には則ち**太公**，皆な身を朝廷に居り，五世反り葬る。（禮記檀弓に曰く、太公は營丘に封じられ五世に及ぶまで皆反りて周に葬る）及其の衰えるに及びて也，五霸代わりて興る有りと雖も（五人の霸者出るとも周公・召公の夾輔の治と同日に論ずべからずをいう），豈に周、召之治と同日に而して論ずる哉！羲皇より以來，豈に一姓の能く獨り有する所をや！當に至公之心を推し，天下と其の利害を共にすべし，乃ち能く國を享けること久しく長なり。是を以て秦、魏は獨り其の權を擅にせんと欲し而して才に身を沒するを得る，周、漢は能く其の利を分けて而して親疎は此れ為に用いる，前事之明驗也。**志**以爲うに當に博士等の議の如し。」

帝は之を覽じ，大いに怒りて曰く、

「**曹志**（魏の陳思王の曹植の子）すら尚ほ吾が心を明らかにせず，況んや四海を乎！」（曹丕との後継争いのあった詩人曹植を父に持つ曹志でさえも、しかも司馬炎とは元帝を迎えるときに夜通し語り合った仲）

且つ謂う、

「博士は問う所に答えず而して問わざる所に答える，横しまに異論を造る。」

有司に下して**鄭默**を策免す（君命により免官）。是に於いて尚書の**朱整**、**褚絜**（続によれば、糸でなく石の字、リャク）等は奏す、

「**志**等は官を侵し局を離れ，朝廷を迷惘し，悪言（続、晉言×）を崇飾し，假托して諱む無し，請う**志**等を收めて廷尉に付けて罪を科すべし。」

詔して**志**の官を免じ，公を以て第に還らしむ。其の餘は皆な廷尉に付けて罪に科す。

■［庾純は自首］**庾純**は廷尉に詣りて自首す、

「**敷**（博士の庾敷）は議草を以て示さ見，愚淺は之を聽せり。」

詔して**純**の罪を免ず。廷尉の**劉頌**は奏す、

「**敷**等は大不敬なり，當に棄市すべし。」

尚書は奏請す、

「報じて廷尉の刑を行うを聽さん。」

尚書の**夏侯駿**は曰く、

「官は八座（六曹尚書に令僕を合わせて八座）を立てる，正に此の時の為なり。」

乃ち獨り駁議を為す。左僕射の下邳の**王晃**も亦た**駿**の議に從う。奏の中に留まること七日，乃ち詔して曰く、

「**敷**は是れ議主なり，應に戮首為るべし。但だ**敷**の家人は自首す，宜しく**廣**等の七人を並せて皆な其の死

命を丐（貸す）すべし」
と，並びて除名される。
■［司馬寔を北海王］二月，詔して濟南郡を以て齊國を益す。己丑（25-7+1=19 日），**齊王**の**攸**の子の長樂亭侯の**寔**を立てて北海王と為し，**攸**に命じて物を備え典策（儀礼等の古書），軒轅之樂（天子の楽は宮県、諸侯の楽は軒県、軒県はその一面を缺く），六佾之舞（八佾之舞は天子、六佾之舞は 36 人）を設け，黄鉞朝車，乘輿之副は焉に従う。
■三月，辛丑（１日、元嘉暦では朔は前日の庚子）朔，日之を食する有り。
■［齊獻王攸の卒］齊の獻王の**攸**は憤怨して發病し，**先后**（文明皇后）の陵を守らんを乞う。**帝**は許さず，御醫を遣わして診視せしむ。諸醫は旨を希い，皆な疾無しと言う。河南尹の**向雄**は諫めて曰く、
「**陛下**の子弟は多しと雖も，(5-152p) 然るに德望有る者は少なし。**齊王**は京邑に臣居し，益する所實に深く，思わざる可からざる也。」
帝は納れず，**雄**は憤恚し而して卒す。**攸**の疾は轉た篤し，**帝**は猶ほ道に上るを催す。**攸**は自ら強めて入りて辭す，素より容儀を持し，疾は困すと雖も，尚ほ自ら整厲し，擧止は常の如し，**帝**は益々其の疾無きを疑う。辭して出でて數日，嘔血し而して薨ず。**帝**は往きて喪に臨み，**攸**の子の**冏**は號踴し，
「父の病は醫の誣う所と為る。」
と訴える。詔して卽ち醫を誅し，**冏**を以て嗣と為す。
■［馮紞は社稷之福といい泣き止む］初め，**帝**は**攸**を愛すること甚だ篤く，**荀勗**、**馮紞**等の構える所と為り，
「身後之慮りと為らんと欲す」
と，故に之を出だす。薨ずるに及び，**帝**は哀慟して已まず。**馮紞**は側に侍りて，曰く、
「**齊王**は名は其の實に過ぎ，天下之に歸す，今自ら（一本には今日とあり）薨殞するは，社稷之福也，**陛下**何の哀之過ぎるや！」
帝は淚を收めて而して止む。詔して**攸**の喪禮は安平獻王の故事（79 巻泰始八年にあり）に依らしむ。

■**攸**の擧動は禮を以てし，過事有ること鮮し，**帝**と雖も亦た之を敬憚す。之を引きて同じく處る毎に，必ず言を擇び而して後發す。
■夏，五月，己亥（35-35+1=1 日），琅邪の武王の**伷**は薨ず。
■冬，十一月，尚書左僕射の**魏舒**を以て司徒と為す。
■河南及び荊、揚等の六州は大水あり。
■［孫皓は卒す］歸命侯の**孫皓**は卒す。
■是の歲，鮮卑の**慕容涉歸**は卒す。弟の**刪**は簒立し，將に**涉歸**の子の**廆**を殺さんとし，**廆**は亡げて遼東の**徐郁**の家に匿れる。

世祖武皇帝中太康五年〈甲辰，２８４年〉

■［龍を賀する之禮無し］春，正月，己亥（35-32+1=4 日），青龍二有り，武庫の井中に見る。**帝**は之を觀，喜色有り。百官將に賀さんとし，尚書左僕射の**劉毅**は表して曰く、
「昔龍（夏后氏の世に二龍あり、庭に降り、曰く予は褒の二君なりと。卜して其の櫝（よだれ）を藏む。夏と殷とを歷るまで、敢えて發く

もの莫し。周人これを發く。蔡化して龍と為る。童妾はこれに遇いて孕み女を生む。これを褒姒と為す。周の幽王、これを嬖し、后と為す。周大いに亂れ王は遂に犬戎に殺される）は夏の庭に降り，卒に周の禍いと為る。《易》（乾の初九の爻辭なり）は稱す、『潜龍用いる勿かれ，陽は下に在る也。』舊典を尋ね案じるに，龍を賀する之禮無し。」
帝は之に從う。

■［中正九品法の是非議論］初め，**陳群**（69 巻魏文帝黄初元年にあり）は吏部が天下之士を審核（詳しく調べる）する能わざるを以て，故に郡國をして各々中正を置き，州に大中正を置か令め，皆な本士之人を取りて朝廷の官に任じ，德充ち才盛んなる者を之と爲し，等級を銓次（選考次第する）し以て九品と為さ使む，言行の修著有れば則ち之を升し，道義の虧缺すれば則ち之を降し，吏部に之に憑り以て百官を補授す。之を行うこと浸く久しく，中正或は其の人に非ず，奸敝日々滋す。**劉毅**は上疎して曰く、
「今中正を立て，九品を定めしむ，高下（上げ下げ）は意に任せ，榮辱は手に在り，(5-153p) 人主之威福を操り，天朝之權威を奪う，公には考校之負無く（高下を銓次して或いは當らずとも、公にありては考校して實を失うを以て罪負と為さず、人の隱私を發きて、至らざる所無けれども、私に在りては告訐を以て避忌と為さず），私には告訐之忌無し，心を用いること百態，營求すること萬端なり，廉讓之風滅び，爭訟之俗成る，臣竊に聖朝の為に之を恥ず！蓋し中正之設けは，政を損ずる之道に於いて八有り。高下は強弱を逐い（強き者を高しとし、弱き者を下と為し、興れる者を是とし、衰えたる者を非とす），是非は興衰に隨い，一人之身は，旬日にして狀異なり，上品に寒門無く，下品に勢族無しは，一也。州都を置く者，本より州裡の清議は咸な歸服する所を取り，將に以て異同を鎮め，言議を一にせんとする也。今其の任を重んじ而して其の人を輕んじる，駁違之論をして州裡に於いて横しまに，嫌仇之隙を大臣に結ば使むは，二也。本は格を立てる之體，九品と為す者は，才德に優劣有り，倫輩に首尾有りと謂う也。今乃ち優劣をして地を易え，首尾をして倒錯せ使むは，三也。**陛下**は善を賞し惡を罰し，之を裁するに法を以てせざるは無し，獨り中正を置き，委ねるに一國之重きを以てし，曾て賞罰之防無く，又た人を禁じて訴訟するを得ざらしめ，之をして縱横に意に任せて，顧み憚る所無からしむ，諸々の枉を受ける者は，怨を抱き直を積み，上聞するを獲ずは，四也。一國之士，多き者千數，或は異邦に流徙し，或は給を殊方に取る，面すら猶ほ識らず，況んや其の才を盡くさんや！而るに中正は知ると知らざると，皆な當に品狀すべし，譽（ほまれ）を台府に采り，毀（そしり）を流言に納れ，己に任じるときは則ち識らざの之蔽有り，聽受するときは則ち彼此之偏有りは，五也。凡そ人才を求める者，以て民を治めんと欲すれば也，今官に當たりて效を著す者は或は卑品に附き，官に在りて績無き者は更に高敘を獲，是を功實を抑え而して空名を隆び，浮華を長じ而して考績を廢すと為すは，六也。凡そ官は人を同じくせず，人（続は事、晉書劉毅傳の人の方が意味が繋がる）は能を同じくせず。今其の才之宜しき所を狀せず而して但だ第を九品と為す，品を以て人を取る，或は才能之長ずる所に非ず，狀を以て人を取るときは，則ち本品之限る所と為る，徒らに白論（空論）を結び而して品狀相い妨げるは，七也。九品は下なる所其の罪を彰わさず，上なる所其の善を列せず，各々愛憎に任せ，以て其の私を植（た）つ，天下之人は焉んぞ德行に懈り而して人事を鋭くせざるを得んは，八也。此に由り之を論ずれば，職は中正と名づくれども，實は奸府たり。事は九品と名づけれども，而も八損有り。古今之失は，此よりも大なるは莫し！愚臣は以爲らく宜しく中正を罷め，九品を除き，**魏氏**之舊法を棄て，更めて一代之美制を立てるべし。」
太尉の汝南王の**亮**、司空の**衞瓘**も亦た上疎して曰く、
「**魏氏**は喪亂之後を承け，人士は流移し，考詳するに地無し，故に九品之制を立て，粗（ほ）ぼ且（しばら）く一時の選用之本と為す耳。今九域は規を同じくし，大化は方に始まり，臣等は以爲らく宜しく皆な末法を蕩除し，

咸な土斷（土着の裁断）を用いるべし，公卿より以下，居る所を以て正と為す，(5-154p) 復た縣客（懸客、遠地に客寓する）は，遠く異土に屬する無く，盡く中正九品之制を除き，善を擧げ才を進め，各々鄉論に由ら使めば，則ち華競は自ら息み，各々己に求めん矣。」

始平王の文學（魏以来王国には師友文學各々一人を置く）の江夏の**李重**は上疎し，以爲く、

「九品既に除けば，宜しく先ず移徙を開き，相い並せ就くを聽すべし，（且つ貢擧の法を明らかにして、境外に濫せずんば、則ち冠帯の倫、將に分たずして自ら均しからんとす）則ち土斷之實を行われん矣。」

帝は其の言を善しとすると雖も而れども終に改める能わざる也。

■**冬，十二月**，庚午（6+60-57+1=10 日），大赦す。

■**閏月**（元嘉暦一月、元嘉暦では翌年三月閏月），當陽成侯の**杜預**は卒す。

■是の歳，塞外の匈奴の胡の**太阿厚**は部落二萬九千三百人を帥いて來降す，**帝**は之を塞内の西河に處らしむ。

■寧州（79 巻泰始七年に置く）を罷めて益州に入れ，南夷校尉を置き以て之を護る。

世祖武皇帝中太康六年〈乙巳，２８５年〉

■**春，正月**（元嘉暦二月），尚書左僕射の**劉毅**は致仕し，尋いで卒す。

■**［侍中の王濟は俊爽］**戊辰（56-56+1=1 日），**王渾**を以て尚書左僕射と為し，**渾**の子の**濟**を侍中と為す。**渾**の（尚書の）主者は事を處すること當らず，**濟**は法を明らかにして之を繩（ただ）す。**濟**の從兄の**佑**は，素より**濟**と協せず，因って**濟**を毀（そし）る、

「其の父を容れる能わず」

帝は是に由りて**濟**を疎んじ，後に事に坐して免官せらる。**濟**の性は豪侈なり，**帝**は侍中の**和嶠**に謂って曰く、

「我は將に**濟**を罵り而して後に之を官にせんとす，如何や？」

嶠は曰く、

「**濟**は俊爽なり，恐らくは屈す可からず。」

帝は乃ち**濟**を召し，之を切讓す，既に而して曰く、

「頗る愧を知るや不（いな）や？」

濟は曰く、

「『尺布』、『斗粟』之謠（帝が齊王攸を容れる能わざる事を謂う謠），常に**陛下**の為に之を愧じる。他人は能く親しき者をして疎んぜ令む，臣は親しき者をして親しから令む能わず（諫めれども聴くかれざるを謂う），此を以て**陛下**に愧じる耳。」

帝は默然とす。**嶠**は，**洽**（和洽は 66 巻漢獻帝建安 14 年にあり、治）之孫也。

■青、梁、幽、冀州は旱す。

■**秋，八月**，丙戌（1 日、元嘉暦一致）朔，日之を食する有り。

■**冬，十二月**，庚子（36-20+1=17 日），襄陽武侯の**王濬**は卒す。

■**［慕容廆自立し辺境侵攻、扶餘攻略］**是の歳，**慕容刪**は其の下の殺す所と為り，部衆は復た**渉歸**の子の**廆**を迎えて而して之を立つ。**渉歸**は**宇文部**（鮮卑の一部族）と素より隙有り，**廆**は請いて之を討ち，朝廷は許さず。**廆**は怒り，入りて遼西を寇し，甚の衆を殺し略す。**帝**は幽州の軍を遣わして**廆**を討たしめ，肥如に

於いて戦い，**廆**の衆は大敗す。是より毎歳邊を犯し，又た東に扶餘（吉林省扶余市扶余県）を撃ち，扶餘王の**依慮**は自殺す。子弟は走りて沃沮（北朝鮮咸鏡北道）を保つ。**廆**は其の國城を夷げ，萬餘人を驅り而して歸る。（5-155p）

世祖武皇帝中太康七年〈丙午，２８６年〉

■春，正月，甲寅（1 日、元嘉暦一致）朔，日之を食する有り。**魏舒**は疾を稱し，固く位を遜れんと請い，劇陽子（?）を以て罷む。**舒**の爲す所は，必ず先ず行い而して後言う，遜位之際は，知る者有る莫し。**衛瓘**は**舒**と書して曰く、

「毎に足下と共に此の事（遜位の事）を論じ，日日未だ果たさず，謂う可し、『之を瞻（み）れば前に在り，忽焉として後に在り』（論語子罕篇の顔淵の言、孔子の盛徳を形容する語）矣。」

■［扶餘の復活］夏，**慕容廆**は遼東を寇し，故に扶餘王の**依慮**の子の**依羅**は見人（現存の人）を帥いて舊國に還復せんことを求め，援を東夷校尉（武帝の置く、遼東に治す）の**何龕**に請い，**龕**は督護（魏晋の間、方鎮に各々督護を置く、兵を領するの官）の**賈沈**を遣わして兵を將いて之を送る。**廆**は其の將の**孫丁**を遣わして騎を帥いて之を路に邀えしめ，**沈**は力戰し，**丁**を斬り，遂に扶餘を復す。

■秋，匈奴の**胡都大博**及び**萎莎胡**は各々種落十萬餘口を帥いて雍州に詣りて降る。

■九月，戊寅（14+60-46+1=31 日?），扶風武王の**駿**は薨ず。

■冬，十一月，壬子（48-45+1=4 日），隴西王の**泰**を以て關中諸軍事を都督せしむ。**泰**は，**宣帝**の弟の**馗**之子也。

■是の歳，鮮卑の**拓跋悉鹿**は卒す，弟の**綽**は立つ。（泰始以来、鮮卑の拓跋氏・慕容氏は勢力拡大）

世祖武皇帝中太康八年〈丁未，２８７年〉

■春，正月，戊申（1 日、元嘉暦一致）朔，日之を食する有り。

■太廟殿は陷ち，秋，九月，改めて太廟を營み，作る者は六萬人。

■是の歳，匈奴の都督の**大豆得一育鞠**等は復た種落萬一千五百口を帥いて來降す。

世祖武皇帝中太康九年〈戊申，２８８年〉

■春，正月，壬申（1 日、元嘉暦一致）朔，日之を食する有り。

■夏，六月，庚子（1 日、元嘉暦一致）朔，日之を食する有り。郡國三十三は大いに旱す。

■秋，八月，壬子（48-35+1=14 日）星隕（お）ちること雨の如し。

■地震あり。

令和 4 年 1 月 16 日　　書下し開始　　10986 文字

令和 4 年 1 月 22 日　　書下し終了　　22361 文字